



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

75	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
76	〃	( 〃 ).....	2
77	〃	( 〃 ).....	2
78	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
79	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための消毒の実施	(畜産課).....	3
80	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
81	保安林の指定	( 〃 ).....	4
82	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	4
83	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5
84	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
85	道路の供用開始	( 〃 ).....	5
86	道路の区域変更	( 〃 ).....	6
87	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
88	道路の区域変更	( 〃 ).....	6
89	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
90	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
91	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習 (座学) 委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第75号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月16日から平成29年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年1月16日

**和歌山県告示第76号**

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年1月16日

**和歌山県告示第77号**

和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月15日から平成29年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年1月16日

**和歌山県告示第78号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中宇楠谷573番地

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書添付別紙のとおり

(変更後) 縦覧図書添付別紙のとおり

- 4 変更年月日

平成30年1月1日

- 5 変更した理由

小売業者の入退店並びに小売業者の住所及び代表者の変更のため

- 6 届出年月日

平成30年1月15日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年1月26日から同年5月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第79号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの予防

- 2 実施する区域

県内全域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 家畜の種類

家きん

- (2) 実施の範囲

ア 100羽以上の家きんを飼養する全ての施設

イ アの施設以外の家きんを飼養する施設で家畜防疫員が消毒を必要と認めるもの

- 4 実施の期日

平成30年2月1日から同年3月31日まで

- 5 消毒の方法

消石灰等の消毒薬を家きんを飼養する施設内の家きん舎の周囲及び家きんを飼養する施設の外縁部に散布する方法

#### 和歌山県告示第80号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字亀石490の2
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字櫛本941の2（次の図に示す部分に限る。）、943、950の1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第82号

平成30年農林水産省告示第1号（以下「告示第1号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
中島弥之助  
舟原友藏

前田市之丞

東健次

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1号のとおり

**和歌山県告示第83号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町檜野又は田原に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	南紀第4

**和歌山県告示第84号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町樋下字垣内41番2地先から同町樋下字垣内107番2地先まで	旧	2.87 ） 3.52	30.00	
同上	新	2.90 ） 7.40	30.00	

**和歌山県告示第85号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 海草郡紀美野町樋下字垣内41番2地先から同町樋下字垣内107番2地先まで

供用開始の期日 平成30年1月26日

**和歌山県告示第86号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町大窪字尾ノ上973番1地先から同市下津町大窪字尾ノ上934番1地先まで	旧	3.35 } 8.82	76.72	
同上	新	7.00 } 10.41	76.72	

**和歌山県告示第87号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町大窪字尾ノ上973番1地先から同市下津町大窪字尾ノ上934番1地先まで

供用開始の期日 平成30年1月26日

**和歌山県告示第88号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町小畑字西ノ側1161番1地先から同市下津町上字垣内676番1地先まで	旧	4.62 ） 6.62	102.64	
同上	新	6.24 ） 21.24	102.64	

## 和歌山県告示第89号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町小畑字西ノ側1161番1地先から同市下津町上字垣内676番1地先まで

供用開始の期日 平成30年1月26日

## 和歌山県告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3367	岩出市荊本字辻田224番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 30.1.15	6.00	43.36

## 和歌山県告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）

による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、平成30年1月26日（金）において、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

### (1) 公安委員会への入札参加資格申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもので、役員を成年被後見人又は被保佐人とする旨の記録がない登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。））

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

キ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

ク 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

### (2) 和歌山県への入札参加資格審査申請書類

(1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、下記の書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

### (3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本



部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年1月26日（金）から同年2月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、4の（1）のアに掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、7に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成30年2月13日（火）午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。質問に対しては、原則として平成30年2月16日（金）までに回答するものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

##### (1) 公安委員会への入札参加資格申請

###### ア 提出場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

###### イ 提出期間

3の（1）に掲げる申請書類を、平成30年1月26日（金）から同年2月19日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

##### (2) 和歌山県への入札参加資格申請

###### ア 提出場所

(1) のアに同じ。

###### イ 提出期間

3の（2）に掲げる申請書類を、（1）の資格申請の結果、有資格者である旨の通知を受けた日から平成30年3月8日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

#### 5 資格審査の結果通知

##### (1) 4の（1）の結果通知

郵便等により平成30年3月5日（月）までに通知するものとする。

##### (2) 4の（2）の結果通知

郵便等により平成30年3月13日（火）までに通知するものとする。

#### 6 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

##### (1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由について書面により説明を求めることができる。

###### ア 公安委員会への理由の説明の求め

平成30年3月15日（木）午後4時まで

###### イ 和歌山県への理由の説明の求め

平成30年3月23日（金）午後4時まで

##### (2) (1) の書面は、持参により提出するものとする。

##### (3) 説明の求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

###### ア (1) のアに対する回答

平成30年3月20日（火）までに回答するものとする。

###### イ (1) のイに対する回答

平成30年3月28日 (水) までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、4の (1) のアに掲げる場所とする。

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年2月6日 (火) 午前10時00分